

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 3 0 年 6 月 1 1 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

平成30年6月11日

| | |
|-------|--|
| 開 会 | 午前9時30分 |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 市長の行政報告 |
| 日程第5 | 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市税条例等の一部改正) |
| 日程第6 | 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市都市計画税条例の一部改正) |
| 日程第7 | 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置 に関する条例の一部改正) |
| 日程第8 | 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市国民健康保険税条例の一部改正) |
| 日程第9 | 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて (平成29年度岩出市一般会計補正予算第6号) |
| 日程第10 | 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて (平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4 号) |
| 日程第11 | 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて (平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号) |
| 日程第12 | 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて (平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号) |
| 日程第13 | 議案第41号 岩出市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模 の基準に関する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第42号 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第43号 平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議案第44号 平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 議案第45号 平成30年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第18 | 議案第46号 市道路線の認定について |

| | | |
|-------|--------|---------------------|
| 日程第19 | 議案第47号 | 動産の取得について |
| 日程第20 | 議案第48号 | 岩出市民プール新築工事請負契約について |
| 日程第21 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第22 | 諮問第2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第23 | 諮問第3号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第24 | 諮問第4号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、平成30年第2回岩出市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第33号から議案第48号までの議案16件につきましては、提案理由の説明、諮問第1号から諮問第4号までの人権擁護委員候補者の推薦につきましては、執行部の説明、質疑、討論、議会の意見です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○吉本議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、市来利恵議員及び増田浩二議員の兩名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○吉本議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月28日までの18日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月28日までの18日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諸般の報告

○吉本議長 日程第3 諸般の報告を行います。

5月18日に開催された平成30年度和歌山県市議会議長会第1回総会において、永年在職議員表彰が行われ、本市議会においては、松下 元議員が15年在職一般表彰を受けました。

また、5月30日に開催された第94回全国市議会議長会定期総会において表彰が行われ、本市議会においては、増田浩二議員が議員20年以上の特別表彰を受けましたので、ご報告いたします。

両議員、まことにおめでとうございます。これまでの議員活動に対し敬意を表しますとともに、今後も市政発展のためご活躍を賜りますようお願い申し上げます。

次に、本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり、議案16件、諮問4件と報告3件であります。

次に、平成30年第1回定例会から平成30年第2回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、平成30年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

○事務局 市議会議長会関係について、報告いたします。

平成30年4月20日金曜日、京都市の京都ホテルオークラで第83回近畿市議会議長会定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式に引き続き、平成29年度近畿市議会議長会会務報告、平成28年度近畿市議会議長会会計歳入歳出決算、平成29年度近畿市議会議長会会計の出納検査結果報告、支部提出議案3件の審議、会長提出議案の平成30年度近畿市議会議長会会計予算の審議、役員を選任が行われ、当市は全国市議会議長会地方行政委員及び議員共済会代議員に選任されました。

その後、新旧役員代表挨拶が行われ、最後に、次期近畿市議会議長会定期総会の開催市である京都府長岡京市議会副議長の挨拶があり、第83回近畿市議会議長会定期総会が終了されました。

定期総会終了後、国際政治学研究者、東京大学政策ビジョン研究センター講師の三浦瑠璃氏を講師に招き、「日本を取り巻く国際情勢」と題して、研修会が開催されました。

次に、平成30年5月18日金曜日、有田市の鮎茶屋で平成30年度和歌山県市議会議長会第1回総会が開催され、正副議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式、議員表彰式に引き続き、平成30年1月29日から平成30年5月17日までの会務報告、平成29年度和歌山県市議会議長会会計決算、及び平成30年度和歌山県市議会議長会会計予算の審議を行いました。

その後、協議事項では、次期総会開催市と日程について協議を行い、新宮市で平成31年2月に開催することを決定し、平成30年度和歌山県市議会議長会第1回総会が閉会されました。

次に、平成30年5月30日水曜日、東京都千代田区の東京国際フォーラムで第94回

全国市議会議長会定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式、表彰式に引き続きまして、平成29年5月1日から平成30年4月30日までの全国市議会議長会の会務報告、平成28年度全国市議会議長会各会計決算及び平成30年度全国市議会議長会各会計予算の審議、各委員会委員長報告、部会提出議案27件、及び会長提出議案5件の審議、部会等推薦役員の選任、顧問、相談役の委嘱、閉会式にて感謝状の贈呈が行われ、全国市議会議長会第94回定期総会が閉会されました。

総会終了後、各委員会合同会議が開催され、当市は地方行政委員会委員長に選出され、紹介の後、各委員会合同会議が閉会されました。

次に、平成30年5月31日木曜日、東京都千代田区の都市センターホテルで市議会議員共済会第116回代議員会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、平成30年2月16日から平成30年5月31日までの事務報告、平成29年度市議会議員共済会決算の審議、今後の会議予定の報告があり、市議会議員共済会第116回代議員会が閉会されました。

以上です。

○吉本議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の行政報告

○吉本議長 日程第4 市長の行政報告を行います。

市長。

○中芝市長 皆様、おはようございます。

初夏の爽やかな風が気持ちのよい季節となりました。議員の皆様には、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

また、平素は、岩出市発展のため、市行政全般にわたり、種々格別のご支援、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、本日、平成30年第2回岩出市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席をいただき、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

本会議の開会に当たり、当面の市行政について、ご報告を申し上げます。

まず初めに、第32回全国健康福祉祭和歌山大会についてであります。平成31年度開催に向け、本年度、ねんりんピック推進室を市長公室に設置をしました。

本市では、ペタンク競技の開催が決定しており、各種団体の協力のもと、6月4日にねんりんピック紀の国わかやま2019岩出市実行委員会を設立し、円滑な大会運

営のため、万全の準備を進めてまいります。

次に、市政懇談会についてであります。今年度も区自治会長会との共催により、7月9日から8月22日の間、市内18会場で実施をいたします。

議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、防災・災害対策についてであります。船山地区の避難所建設につきましては、5月1日に工事請負契約を締結し、年度内の供用開始に向けて進めてまいります。

また、同報系防災行政無線につきましては、設置後25年以上が経過していることから、より安定した情報提供を行うためのデジタル化整備を平成32年度までの3カ年計画で進めてまいります。今年度においては、実施設計及び本局（操作卓）の入れかえを実施する予定で、4月25日に設計監理業務委託契約を締結しております。

次に、「クリーン缶トリー運動イン岩出」についてであります。この運動は、ごみのないまち・きれいなまち・美しいふるさとづくりの推進を目的としており、市民が一体となって環境美化運動に取り組むことで、生活環境の保全に対する認識を深めるとともに、日常生活においても地域の清掃活動に取り組んでいただくなど美化意識の向上を期待して、毎年開催しております。

第27回目となる今年度も、河川愛護月間中の7月8日の日曜日に、市内5カ所での開催に向け、現在準備を進めているところであり、多くの方々に参加していただけるよう周知啓発に努めているところであり、議員各位におかれましても、ご参加いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、浸水対策についてであります。大町、高瀬、西野地区の浸水被害の解消、軽減を図るため、泉佐野岩出線内において、平成28年10月より県に委託しておりました大町排水路浸水対策工事が6月末に完了する予定であります。今後も、市内の浸水対策について、国や県と連携し重点的に取り組んでまいります。

次に、新しい岩出橋についてであります。7月14日土曜日、午前10時より、開通式典を県と共催でとり行うことになりました。式典では、岩出橋の長寿を願って岩出市内在住者「三世代夫婦による渡り初め」を行います。6組36名の方が参加予定であります。

なお、新しい岩出橋は、当分、暫定2車線の供用となりますが、秋ごろには4車線が供用できるようになり、備前交差点から宮交差点の間は年度末の完成と聞いております。

次に、いわで夏まつりについてであります。夏休みの最後の花火大会として、

市民のみならず近隣市町からの来場者が増加する一方であります。今年度は、会場周辺の交通渋滞や混雑の緩和を図るため、会場へのシャトルバスの増便を予定しており、6月12日に、いわで夏まつり実行委員会を開催し、日程等協議を行うこととしております。

なお、いわで夏まつりを通して、「活力あふれるまち ふれあいのまち 岩出」を市内外にPRできるものと考えております。

次に、教育関係についてであります。学校教育では、4月17日に全国学力・学習状況調査及び岩出市学力テストが実施されました。各学校においては、学力調査の結果を分析し、さらなる授業改善や補充学習等、学力向上に向けた取り組みを行ってまいります。

生涯学習分野では、生涯スポーツの推進の一環として、市民プールの新設に取り組んでまいりましたが、4月18日付でスポーツ施設環境整備事業補助金の内定通知をいただき、工事契約などの事務を進めてまいりました。本定例会において、工事請負契約の締結について上程させていただいておりますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、諸般にわたり報告させていただきましたが、これらの施策を推進するに当たり、積極的に取り組み、市政の発展に努めてまいりますので、議員各位のご理解、ご支援をお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

風邪でお聞き苦しい点、おわびを申し上げます。

○吉本議長 以上で、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）～

日程第20 議案第48号 岩出市民プール新設工事請負契約について

○吉本議長 日程第5 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）の件から日程第20 議案第48号 岩出市民プール新設工事請負契約についての件までの議案16件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明申し上げます。



今回、ご審議をお願いする案件につきましては、専決処分の承認を求める案件が8件、条例案件が1件、平成30年度補正予算案件が4件、市道路線の認定案件が1件、動産の取得案件が1件、工事請負契約案件が1件の計16件であります。

まず初めに、専決処分の承認を求める案件についてご説明をいたします。

議案第33号 岩出市税条例等の一部改正及び議案第34号 岩出市都市計画税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、議案第35号 岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正につきましては、地域再生法等の一部改正に伴い、議案第36号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令等の一部改正に伴い、改正を要したものであります。

次に、議案第37号 平成29年度岩出市一般会計補正予算第6号につきましては、既決の予算の総額に2億9,241万円を追加し、補正後の予算の総額を163億3,238万5,000円としたものであります。

主な内容は、歳入では、歳入実績による地方消費税交付金及び地方交付税の補正のほか、各事務事業の精算及び交付決定等による事業財源などについて、歳出では、各事務事業の精算のほか、入札などによる請負及び購入差額、介護保険特別会計、国民健康保険特別会計及び下水道事業特別会計への繰出金、決算収支見込みによる基金積立金について補正したものであります。

次に、議案第38号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号につきましては、既決の予算の総額から1億3,521万9,000円を減額し、補正後の予算の総額を69億2,161万4,000円としたものであります。

主な内容は、歳入では、療養給付費等負担金や財政調整交付金、前期高齢者交付金のほか、一般会計繰入金について、歳出では、一般被保険者に係る療養給付費や療養費、高額療養費のほか、一般会計繰出金について補正するものであります。

次に、議案第39号 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号につきましては、既決の予算の総額から2,294万9,000円を減額し、補正後の予算の総額を30億2,125万5,000円としたものであります。

主な内容は、歳入では、介護給付費と地域支援事業費に係る国・県支出金及び一般会計繰入金について、歳出では、包括支援センター管理費のほか、施設介護サービス給付費や介護予防サービス給付費、特定入所者介護サービス費などの保険給付費、総合相談事業費や任意事業費などの地域支援事業費、介護給付費準備基金について補正したものであります。

次に、議案第40号 平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号につきましては、既決の予算の総額から3億6,176万6,000円を減額し、補正後の予算の総額を24億5,408万9,000円としたものであります。

主な内容は、歳入では、受益者分担金や受益者負担金、消費税還付金、下水道事業債の確定及びそれらに伴う一般会計繰入金について、歳出では、委託料や工事請負費、補償費、紀の川中流流域下水道（那賀処理区）建設負担金のほか、借入額、利子の確定による下水道事業債の元金償還金及び償還金利子について補正したものであります。

次に、条例案件についてご説明いたします。

議案第41号 岩出市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模の基準に関する条例の制定についてであります。水防法の規定に基づき、市の地域防災計画において名称及び所在地を定める、浸水想定区域内にある大規模工場等の用途と規模について定めるものであります。

続いて、平成30年度の補正予算案件についてご説明いたします。

議案第42号 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第1号）につきましては、既決の予算の総額に4,623万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を165億4,173万3,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、事業費に伴う国庫及び県支出金の事業財源のほか、事業採択及び人事異動等による諸収入について、歳出では、人事異動等による人件費のほか、コミュニティ助成事業補助金、在宅育児支援事業給付金、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、生活保護システム改修委託料、公営住宅管理費における工事請負費などについて補正するものであります。

次に、議案第43号 平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既決の予算の総額に1万円を追加し、補正後の予算の総額を30億4,120万8,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、地域支援事業費に係る国・県支出金及び一般会計繰入金のほか、介護給付費準備基金繰入金について、歳出では、負担金率の変更による共済組合負担金及び共済組合事務費負担金について補正するものであります。

次に、議案第44号 平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既決の予算の総額に46万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を29億8,257万9,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、歳出の補正に伴う一般会計繰入金について、歳出では、

人事異動等に伴う人件費について補正するものであります。

次に、議案第45号 平成30年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、既決の収益的支出予算の総額から251万6,000円を減額し、補正後の予算の総額を17億1,141万7,000円とするものであります。

主な内容は、収益的支出において、人事異動等による人件費について補正するものであります。

次に、議案第46号 市道路線の認定についてであります。開発行為等による帰属道路等11路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第47号 動産の取得についてであります。消防団貸与車両の購入に当たり、予定価格が2,000万円以上であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第48号 岩出市民プール新築工事請負契約についてであります。予定価格が1億5,000万円以上であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、各議案について説明いたしましたが、いずれも重要案件でございますので、慎重、審議をいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○吉本議長 これにて提案理由の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第21 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について～

日程第24 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○吉本議長 日程第21 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件から日程第24 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についての件までの諮問4件を一括議題といたします。

執行部から説明を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 諮問第1号、諮問第2号、諮問第3号、諮問第4号につきまして、一括してご説明させていただきます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3

項の規定により、議会の意見を求める。

平成30年6月11日提出

岩出市長 中芝正幸

記以下でございますが、

住所 和歌山県岩出市岡田101番地

氏名 西岡正光

生年月日 昭和23年4月5日生

諮問第2号では、記以下でございますが、

住所 和歌山県岩出市野上野533番地

氏名 藤原正章

生年月日 昭和26年6月29日生

諮問第3号では、記以下、

住所 和歌山県岩出市山528番地の4

氏名 村中隆子

生年月日 昭和19年5月12日生

諮問第4号では、記以下、

住所 和歌山県岩出市根来1396番地

氏名 松尾 隆

生年月日 昭和31年6月6日生

でございます。

一括して提案理由をご説明させていただきます。

人権擁護委員は、任期を3年として、法務大臣から委嘱されており、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な措置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命として活動されております。

現在、岩出市には8名の人権擁護委員がおられますが、今回お諮りいたしますのは、うち4名の人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

諮問第1号、諮問第2号、諮問第3号並びに諮問第4号は、西岡正光氏、藤原正章氏、村中隆子氏、松尾 隆氏の委員としての任期が来る12月31日をもって満了いたしますので、西岡正光委員、藤原正章委員、村中隆子委員、松尾 隆委員を引き続き人権擁護委員の候補者に推薦することについて、議会の意見を求めるものでありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉本議長 これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は、自席から通告した内容を一括してお願いいたします。

1 番目、尾和弘一議員。

○尾和議員 おはようございます。

諮問第1号から4号について、全体を通して、選任についての意見と並びに質問をしたいと思います。

まず第1点は、今回の選任に当たって、選任に対する資格及び基準、これについてどうなっているのか。

それから、2番目に、各界各層からの選任を総務省のほうでは求めておりますが、これについて、どのようなお考えを持っておられるのか。

3番目に、委員に対する研修については、どのような年次計画を立てて実施をされているのか。法務局との研修等もあろうと思うんですが、それらについてお聞きをしたいと思います。

それから、4番目に、人権擁護委員に対する氏名、住所、連絡先、経歴の公表をどのような形で岩出市はやっているのか、お聞きをしたいと思います。

並びに、最後になりますが、人権擁護委員として、過去相談件数、どのような相談件数があるのか、並びにその内容についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

福祉課長。

○井辺福祉課長 ただいまの尾和議員の質疑にお答えいたします。

1点目の選任に対する資格及び基準については、人権擁護委員は、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人権擁護委員法第6条に定められた要件に該当し、なおかつ、同法第7条の欠格条項に当てはまらない方から候補者の選定を行っており、推薦に当たっては、人種、信条、性別、社会的身分等によって差別することなく、平等に取り扱うよう心がけています。

2点目の各界各層からの選任については、先ほど述べました選任に関する資格及び基準を満たす方から、岩出市内の各地域からのバランスと男女の比率につきましても考慮し、選任いたしております。

3点目の委員に対する研修はどのようなのかについては、和歌山人権擁護委員協議会主催の研修会に参加していただいております。

4点目の委員の氏名、住所、連絡先、経歴の公表についてですが、委員の氏名、

住所、連絡先、経歴の公表につきましては、委員の氏名及び地区名を岩出市ウェブサイトに掲載してございます。また、同じ内容を毎年5月号広報紙に掲載しているところがございます。住所、連絡先、経歴の公表については、個人情報につき公表を控えております。

5点目の過去の相談件数とその内容については、岩出市で行っております人権相談の件数は、平成25年度、3件、平成26年度、4件、平成27年度、4件、平成28年度、3件、平成29年度、1件となっております。内容につきましては、さまざまな人権をめぐるトラブル等でございます。人権擁護委員には守秘義務がございまして、相談内容は、個人が特定されてしまう場合もありますので、詳細については控えめです。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、答弁いただきました。そこで、2項めの各界各層からの選任についてであります。男女比率とか男女同権の問題もありまして、ここら辺についての比率、それと、一番私が懸念しておるのは、現在、人権擁護委員の方が、高齢者が主になっております。総務省の方針では、年齢層について勘案をして、各年齢、平均年齢が高くならないように配慮すべきだという見解も出ておりまして、岩出市における現在の人権擁護委員の年齢層についての該当者についてお聞きをしたいと思っております。

それから、委員の研修なんです。今お聞きしますと、法務省における研修のみだということですが、それ以外にも委員としての役割、この点については十分認識を深めるという必要性がありますし、それ以外の研修については実施をされているのかどうか、お聞きをしておきたいと思っております。

それから、委員の氏名の問題であります。住所、連絡先、経歴の公表については個人情報だということで、今、公表してないというお話がありました。私が入権擁護委員法第2条について、今、部長が答弁されたとおりであります。第6条の7項において、「法務大臣は、人権擁護委員を委嘱したときは、当該人権擁護委員の氏名と職務をその関係住民に周知せしめるよう、適切な措置を採らなければならない。」並びに8項では、「市町村長は、法務大臣から求められたときは、前項の措置に協力しなければならない。」また、11条では、具体的職務を規定してあります。同委員が入権擁護委員の立場を利用して、ふさわしくない行為をした場合は、法務大臣は解職するとされております。

法の主旨からいって、人権擁護委員の氏名、連絡先及び経歴は、積極的に公開して、もっと市民が人権相談をしやすくするべきではないか。また、ふさわしい仕事をしているかどうか、皆さんのもとに、市民のもとに明かさなければならない存在であると考えております。このことから、私たち市議会議員のありようも考えてみれば明らかではないでしょうか。

他の自治体では、名前や住所、地域と連絡先を明記し、市民相談をしやすくしておりますが、岩出市はもっと積極的に人権擁護委員の住所、連絡先、肩書、経歴等を公開していくべきだと考えております。

それによって、岩出市民の皆さんが人権擁護委員の役割、任務、責任、どういうことについて相談をしていくのか、もっと身近な存在にすべきであるというように思っております。

この人権擁護委員の役割については、充て職でも名誉職でもありません。純粋なボランティア活動でご苦労されているわけでありますが、もっと身近なところで人権擁護委員が役割を果たしていく、そのことが大切ではないかと考えております。

最後に、今、部長のほうから、過去5年間の相談件数の広報が発表がありました。過去相談件数については、多い年度で4件、少ない年度で1件という内容であります。これは人権擁護委員としての活動が、大衆的に、社会的に存在価値が薄れているのではないかと感じております。

相談内容については、総務省が発表しているように、その内容について、住居、生活の安全、強制・強要、プライバシー、DV、児童虐待、差別待遇、学校におけるいじめ、その他という区分で公表しておりますが、その内容について、どのように把握をされているのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

福祉課長。

○井辺福祉課長 尾和議員の再質疑にお答えをいたします。

まず1点目、各界各層からということ、まず男女比率はどうかということあります。男女比率につきましては、現在の委員さん方、合計8名のうち男性が4名、女性が4名ということになっております。

年齢層について、高くないようにすべきではないかということですが、現状では、8名のうち60代が5名、70代が3名ということになってございます。どうしても平日昼間に活動していただく必要があることから、比較的時間に余裕の持てるこれらの年代の方に主にしていただくケースが多くなってございます。今後、

検討してまいります。

2点目の研修について、和歌山協議会の研修のみでは足りないのではないかと
うご主旨だと思えますけれども、これ以外の研修機会としまして、市における人権
を考える集いや地区別人権学習会、また、県における人権の集い、また、人権フェ
スタ、紀の川市・岩出市の合同研修、それら各種の研修の機会を持ち、それぞれ自
己研さんをいただいております。

3点目、住所、連絡先、経歴等を公開とすべきではということをございますけれ
ども、市としては、個人情報ということに重きを置いておりますので、公表を控え
ておるということは、先ほど述べたとおりでございます。個々に相談したいという
ようなことがございましたら、福祉課でおつなぎをいたしております。

4点目の相談件数が減ってきておることから、社会的な存在価値が薄れているの
ではということでもありますけれども、人権擁護委員は昭和24年に施行された仕組み
でありますけれども、この間でいろいろなさまざまな人権問題というのは、現代に
おいて複雑化、多様化してきておる現状でありますので、存在意義が薄れているわ
けではございません。ただ、私どもとしては、人権擁護委員を適切に周知啓発する
よう、これからも努めてまいります。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、答弁をいただきました。まず、各界各層の選任についてであります
が、男女比率については4対4だということを言われました。

それから、年齢層については60代、70代が主な年齢層であるわけですが、これら
について再考して、再検討する必要性は、私はあると思っております。

若い世代の人たちの声が、人権擁護委員の中で聞き取れないというおそれがありま
すので、この点について、再度お聞きをしたいと思います。

それから、委員の氏名の問題であります。今、市の広報では5月号に掲載をし
ているということですが、少なくとも年に4回、3カ月に1回ぐらいは市広
報に掲載をして、人権擁護委員の氏名並びにこれらに関連する住所、連絡先、経歴
の公表については、個人情報という立場ではなくして、人権擁護委員としての役割
を果たしていただくという立場から、積極的に公開をしていくという姿勢が求めら
れるのではないかと、そのように考えておりますので、再考をお願いをしたいと思います。

それから、関連して、やはり福祉課で聞いて、それから人権問題について悩んでいる人たちに対して紹介をしていくということになりますと、ワンクッションを置くわけでありませぬ。直接相談したいという場合には、それらの人に対してアポイントをとって相談をするということが大切なことになってくるというふうに思いますので、そこら辺についても改善する余地が十分にあるというふうに考えておりますので、再考をお願いをしたい。

それから、相談件数については、今、具体的な相談内容についてはご答弁がありませんでしたが、これから生活する上において、非常に複雑な人権問題が発生をしております。そういう中で、先ほど申し上げたような観点の項目別に、それすらも公表できないのか、個人を特定するものではありませんから、相談件数における4件から1件の内容について、どういう案件で、市に人権相談員が相談をしているのか、これは大切な内容でありますので、それを共通課題にして、人権の問題について、さらに学習をしていく、研修を深めていくということが重要であろうと、私はそのように考えておりますので、内容について、もっと具体的に答弁をお願いしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

福祉課長。

○井辺福祉課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

最初の再々で各界各層から委員をとということで、再検討する気はないか、また、若い世代も加えるべきではないかというご指摘でありますけれども、人権相談という業務の主旨からしますと、ある程度、人生経験、またそれなりの社会的な経験というものが必要であろうかと思っております。

そういうことから考えたときに、自然と60代、70代ということになるのではないかと思います。若い世代についても、適任者がおれば、今後検討の課題とさせていただきたいと考えております。

2点目の氏名等の公表ということで、ただいま市の広報紙では、年1回であります、4回等、ふやすべきではないかということでもあります。広報につきましては、その月その月、大切な市からの情報を掲載するその紙面のスペース、また、ほかに重要な項目とのバランスがございまして、こちら一概に、年4回というのはちょっと難しいところがございます。ただし、ウェブサイトでは常時情報発信しておりますので、そちらもご活用いただきたいと思います。

3点目、相談に当たって市が入ると、福祉課ということで、ワンクッションを置

くのではなく、直接委員に相談したいということでありませけれども、これにつきましても、あいあいセンターで行っている相談につきましても、そのまま来所いただければ直接お話しすることができますし、市ではなくて、法務局を通じてという、そういう方法もございます。市としては、こういう形で人権相談に対応させていただきたいと考えております。

最後の相談件数について、項目別に明らかにすべきである。中身を明らかに、具体的に明示すべきではないかということですが、先ほどお答えしましたとおり、その内容が、個々の情報が漏れるというおそれもございませし、必ずしも、その内容が公開するのに適切かどうかということも難しい問題がございませるので、この辺についても、今後の検討課題とさせていただきます。

以上です。

○吉本議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 尾和議員の再々質疑の公表について、お答えいたします。

法務局では、個人情報をも十分考慮の上、地域の実情に応じて判断することとなっておりますので、地域によって取り扱いが異なるところもございませますが、当市といたしましては、委員の連絡先を非公開させていただいております。

また、法務局によりませると、以前までは連絡先を公表していたことですが、その後、人権擁護委員に対する執拗なつきまとい、自宅への居座り、ストーカーなどが問題となり、人権擁護委員の個人情報保護、安全の確保の観点から、平成16年ごろから、人権擁護委員の連絡先の公表はさし控えて差し支えないとなっております。

また、人権相談については、市ウェブサイトでも1年間の相談日を掲載するなど、また、人権110番といった電話のホットライン等の連絡先をご案内し、相談者の利便性を図っております。

以上です。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論及び議会の意見をまとめます。

討論及び議会の意見は、議題ごとに行います。

諮問第1号に対する討論はありませんか。

(なし)

○吉本議長 討論なしと認めます。

以上で、諮問第1号に対する討論を終結いたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第1号は、適任とすることに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○吉本議長 起立全員であります。

よって、諮問第1号は、適任と決しました。

次に、諮問第2号に対する討論はありませんか。

(なし)

○吉本議長 討論なしと認めます。

以上で、諮問第2号に対する討論を終結いたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第2号は、適任とすることに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○吉本議長 起立全員であります。

よって、諮問第2号は、適任と決しました。

次に、諮問第3号に対する討論はありませんか。

(なし)

○吉本議長 討論なしと認めます。

以上で、諮問第3号に対する討論を終結いたします。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第3号は、適任とすることに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○吉本議長 起立全員であります。

よって、諮問第3号は、適任と決しました。

次に、諮問第4号に対する討論はありませんか。

(なし)

○吉本議長 討論なしと認めます。

以上で、諮問第4号に対する討論を終結いたします。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第4号は、適任とすることに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○吉本議長 起立全員であります。

よって、諮問第4号は、適任と決しました。

~~~~~○~~~~~

○吉本議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を6月15日金曜日、午前9時30分から開くことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を6月15日金曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時25分)